平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一一
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇九
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇七
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇五
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇三
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九六
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九六
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二を次のように改める。

年度の区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一五
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇九
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇七
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇五
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九六
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九六
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九六
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更し、平成二十四年四月二日から施行する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫